

# 一関地区広域行政組合地域包括支援センター設置規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第21号

改正 令和6年3月29日 規則第3号

## (設置)

第1条 地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46の規定に基づき地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 包括センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
一関西部地域包括支援センター	一関市竹山町7番2号
一関東部地域包括支援センター	一関市千厩町千厩字北方174番地

## (職員)

第3条 包括センターに、統括して管理を行う職員を置くほか、包括センターの業務を行わせるため、次に掲げる資格を有する者その他必要な職員を置く。

- (1) 保健師
- (2) 主任介護支援専門員
- (3) 介護支援専門員
- (4) 社会福祉士

## (業務)

第4条 包括センターの業務内容は、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業及び同条第2項各号に規定する事業並びに法第115条の46第1項に規定する厚生労働省令で定める事業とする。

- 2 包括センターは、前項に定める事業のほか、一関地区広域行政組合管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める事業を行うことができる。
- 3 包括センターは、前2項の事業を実施するときは、一関地区広域行政組合を構成する市町と相互に連携して行うよう、努めるものとする。

## (補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、包括センターに関し必要な事項は、管理者が別に

定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第3号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。